平成２９年第３回江差町議会定例会資料

資料１：江差町公営住宅の設置及び管理に関する条例新旧対照表【議案第1号関係】…Ｐ　１
資料２：江差地域漁業振興緊急対策事業（未利用・低利用資源有効活用対策事業）の概要【議案第3号関係】…Ｐ　３
資料３：江差地域漁業振興緊急対策事業（水産物高付加価値化対策）の概要【議案第3号関係】…Ｐ　４
資料４：江差港津花漁港区船揚場附帯施設（機械庫）整備事業の概要【議案第3号関係】…Ｐ　５
資料５：檜山地域人材開発センター調理室ボイラー修繕の概要【議案第3号関係】…Ｐ　６
資料６：㈱ユーラス江差風力地域貢献寄付金活用事業【議案第3号関係】…Ｐ　７
資料７：養護老人ホームひのき荘入所者に係る扶養義務者の認定誤りについて【議案第3号関係】…Ｐ　８
資料８：権利擁護人材支援体制構築事業の概要【議案第3号関係】…Ｐ　９
資料９：五勝手中継ポンプ場水中汚水ポンプチャッキ弁交換業務の概要【議案第3号及び第6号関係】…Ｐ１０
資料10：教育委員会委員の任命について【同意第1号関係】…Ｐ１１
資料11：固定資産評価審査委員会委員の任命について【同意第2号関係】…Ｐ１２
資料12：平成29年度国・道への要望等状況一覧(平成29年6月1日～平成29年8月31日）…Ｐ１３

資料１

江差町公営住宅の設置及び管理に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
（同居の承認） 第１２条　町営住宅の入居者は、当該町営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、公営住宅法施行規則第１１条で定めるところにより、町長の承認を得なければならない。 （入居の承継） 第１３条　町営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時、又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該町営住宅に居住を希望するときは当該入居者と同居していた者は、公営住宅法施行規則第１２条で定めるところにより、町長の承認を得なければならない。 （収入の申告等） 第１５条　（略） ２　前項に規定する収入の申告は公営住宅法施行規則第７条に規定する方法によるものとする。 ３・４　（略） （町営住宅建替事業に係る家賃の特例） 第３７条　町長は、前条の申出により町営住宅の入居者を新たに整備された町営住宅に入居させる場合において、新たに入居する町営住宅の家賃が従前の町営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第１４条第１項、第２９条第１項又は第３１条第１項の規定にかかわらず、令第１２条	（同居の承認） 第１２条　町営住宅の入居者は、当該町営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、公営住宅法施行規則第１０条で定めるところにより、町長の承認を得なければならない。 （入居の承継） 第１３条　町営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時、又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該町営住宅に居住を希望するときは当該入居者と同居していた者は、公営住宅法施行規則第１１条で定めるところにより、町長の承認を得なければならない。 （収入の申告等） 第１５条　（略） ２　前項に規定する収入の申告は公営住宅法施行規則第８条に規定する方法によるものとする。 ３・４　（略） （町営住宅建替事業に係る家賃の特例） 第３７条　町長は、前条の申出により町営住宅の入居者を新たに整備された町営住宅に入居させる場合において、新たに入居する町営住宅の家賃が従前の町営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第１４条第１項、第２９条第１項又は第３１条第１項の規定にかかわらず、令第１１条

江差町公営住宅の設置及び管理に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。 （町営住宅の用途の廃止による他の町営住宅への入居の際の家賃の特例） 第３８条　町長は、法第４４条第３項の規定による町営住宅の用途の廃止による町営住宅の除却に伴い当該町営住宅の入居者を他の町営住宅に入居させる場合において、新たに入居する町営住宅の家賃が従前の町営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第１４条第１項、第２９条第１項又は第３１条第１項の規定にかかわらず、令第１２条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。	で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。 （町営住宅の用途の廃止による他の町営住宅への入居の際の家賃の特例） 第３８条　町長は、法第４４条第３項の規定による町営住宅の用途の廃止による町営住宅の除却に伴い当該町営住宅の入居者を他の町営住宅に入居させる場合において、新たに入居する町営住宅の家賃が従前の町営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第１４条第１項、第２９条第１項又は第３１条第１項の規定にかかわらず、令第１１条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

＜平成29年度日本海漁業振興緊急対策事業＞

江差地域漁業振興緊急対策事業（未利用・低利用資源有効活用対策事業）の概要

＜所管課：産業振興課＞

＜補助事業＞

事業費：500千円

事業主体：ひやま漁協江差支所磯廻り団体　【補正財源構成】道支出金：250千円　一般財源：250千円　計500千円

事業の必要性

ひやま漁協江差支所磯廻り団体では、未利用・低利用資源の有効活用を図るため、既設のナマコ養殖施設等を利用して小規模試験として実施しているホヤ養殖試験や、ウニ用餌料として育成しているコンブ・ワカメ養殖などに積極的に取り組んでいる。

ホヤについては、生育が良好であることから、養殖業としての適性を検証するため、新たにホヤ専用の養殖イカダの導入を検討しているところ。

コンブ・ワカメについては、これまでウニの餌料として活用してきたが、繁茂状況が良好なことから、生産規模の拡大や販路も含めて商品化が可能か否かの検証を検討している。

今般、当該取り組みが日本海漁業緊急対策事業として採択され、補助金の内示通知があったことから、早急な対応が可能となるよう予算措置を講じるものである。

事業の概要

■内容

・江差港湾内に設置するホヤ専用の養殖用浮体式イカダの購入及び製作。

・コンブ・ワカメの起業化の検討。

■実施予定

施設整備　9月～3月

【試験養殖中のホヤ（2年目）】

【養殖用浮体式イカダ】

資料３

＜平成29年度日本海漁業振興緊急対策事業＞

江差地域漁業振興緊急対策事業（水産物高付加価値化対策）の概要

＜所管課：産業振興課＞

＜補助事業＞

事業費：1，000千円

事業主体：活〆鮮魚販売部会　　【補正財源構成】道支出金：500千円　一般財源：500千円　計1，000千円

事業の必要性

ひやま漁業協同組合江差支所では、水産物の高付加価値化対策に積極的に取り組むべく、平成28年度から一本釣り漁業者を中心メンバーとした活〆鮮魚販売部会を新たに立ち上げ、近年漁獲が伸びているブリを中心に、銘柄規格の設定、統一タグデザインの検討、神経締めなどの鮮度保持技術の習得、販路拡大などに努めている。

平成28年度はタグを作成し、神経抜き処理を施したブリを試験的に函館の市場に出荷し、通常の約2倍の高値で取引される等、一定の評価を得たところであり、今年度は対象をマダラなどに拡げるとともに、小型のブリを活用した加工品開発など、江差ブランドの確立による資源の有効利用と漁業収益の向上による漁家経営の安定化に向けて取り組んでいる。

今般、当該取り組みが日本海漁業緊急対策事業として採択され、補助金の内示通知があったことから、早急な対応が可能となるよう予算措置を講じるものである。

事業の概要

■内容
- 鮮度保持処理を施した小型のブリを原材料とした加工品の開発（原魚、包装材などの資材）の購入
- マダラなどを対象としたブランド化対応資材（専用魚箱・タグなど）の購入
- 情報収集のための市場や加工場の視察

■実施予定

９月～３月

【タグのデザイン】

【神経抜き処理を施したブリ】

江差港津花漁港区船揚場附帯施設（機械庫）整備事業の概要

＜所管課：産業振興課＞

＜補助事業＞

事業費：12，960千円（うち自己資金1，296千円）

事業主体：ひやま漁業協同組合

事業の必要性

江差地区では、近年スケトウダラの資源減少やスルメイカの回遊不振などにより漁船漁業による漁獲は低迷し、漁家経営は逼迫している。一方で、ナマコをはじめ増養殖漁業の重要性が増しており、船外機船の使用頻度も高くなっている。

これら船舶の維持管理において、船を上架させるための船揚用機器は必要不可欠な施設であり、その機能維持のため各港において船揚用機器を保護するための機械庫が整備されてきた。

しかしながら、江差港津花漁港区の機械庫が老朽化により強度・機能とも著しく低下しており、このまま放置すると、庫内への雨水の流入や施設の倒壊により船揚用機器に損傷を与える恐れがある。また、漁労準備や一次加工などを行う共用スペースが確保されておらず、漁業活動の共同・協業化が進んでいない状況にあることから、併せて早急な対応が必要である。

事業の概要

■内容

江差港津花漁港区船揚場機械庫の施設更新に併せて共用スペースを確保し、共同・協業化を促進する。

■実施予定

9月下旬～12月下旬

【江差港津花漁港区船揚場機械庫】

檜山地域人材開発センター調理室ボイラー修繕の概要

＜補助事業＞　　＜所管課：産業振興課＞

予算額：２８１千円

工事箇所：下図赤線部

工事概要：調理室小型ボイラー設置

事業の必要性

檜山人材開発センターボイラーが破損し給湯できない状況にある。破損ボイラーは型式が古く部品も既に製造されていないため、調理室のみ給湯できるよう小型ボイラーを設置する。

事業の概要

■内容

調理室小型ボイラーを設置。

■実施予定

９月下旬～１１月下旬

【ボイラー設置イメージ図】

小型ボイラーを設置して各シンクへ給湯する。

【破損し水漏れをおこしている既存ボイラー】

㈱ユーラス江差風力地域貢献寄付金活用事業

＜寄付金額＞　１，９００千円

No.	所管課	ジャンル	事業内容	事業費	備考
1	町民福祉課	教育・福祉	音響一式	220,000	水堀コミュニティセンター音響 （アンプ一式、マイク２本、スピーカー２個）
2	建設水道課	防犯・環境	街灯ＬＥＤ化	600,000	町道江差小学校線３基
3	産業振興課	その他	テント一式（ウエイト含む）	1,381,000	テント１０張、ウエイト４０個
合　　計				2,201,000	

＜No.１＞「水堀コミュニティセンター音響整備内容」

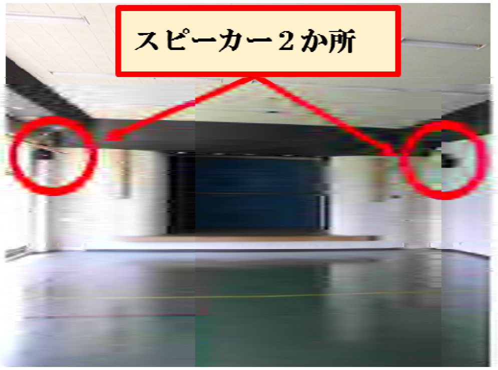

＜No.２＞「町道江差小学校線ＬＥＤ整備内容」

＜No.３＞「テント一式整備」

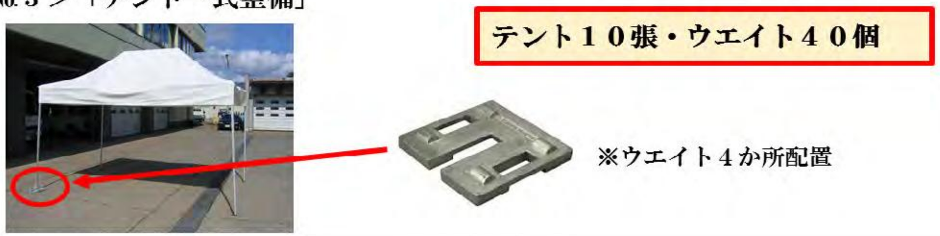

養護老人ホームひのき荘入所者に係る扶養義務者の認定誤りについて

１　概　要

養護老人ホーム入所に係る費用徴収は、老人福祉法及び江差町老人福祉施設費用徴収規則の規定に基づき、入所者及び主たる扶養義務者から収入等による階層区分に応じて決定しています。

主たる扶養義務者を認定する際は、入所者の扶養義務者のうち「配偶者又は子」とすべきところ、「同居等により事実上扶養している者も扶養義務者になる」という認識をしてしまい、誤って「兄」と「子の夫」を主たる扶養義務者に認定していたことが判明しました。

２　経　緯

- ７月　７日(金)　平成29年度の費用徴収算定事務を進める中で、入所者１名に係る主たる扶養義務者の認定誤りが判明
- ７月12日(水)　既に退所した方を含めた再調査の結果、新たに１名の認定誤りが判明
- ７月20日(木)　該当家庭への説明及び謝罪（町民福祉課長、町民福祉課主幹）
- ７月21日(金)　檜山振興局社会福祉課への報告（町民福祉課長、福祉子育て係長）
- ７月28日(金)　議会全員協議会への報告
　　〃　　　該当家庭への説明及び謝罪（副町長、町民福祉課長）

３　誤りの原因

主たる扶養義務者認定範囲の認識誤り

毎年の徴収額見直し事務における扶養義務者の続柄未確認

４　誤徴収済額及び還付加算金予定額

	入所者との続柄	誤徴収期間	還付金内訳	(単位：円)		備　　考
			徴収済額	加算予定額	計	
A	兄	平成１６年１月～平成２９年６月 （１３年６ヵ月）	2,776,483	659,100	3,435,583	
B	子の夫	平成１９年７月～平成２３年７月 （４年１ヵ月）	341,321	89,500	430,821	
合　　計			3,117,804	748,600	3,866,404	

※加算金の積算終期を平成２９年９月３０日としている為、実際の加算金と差異が生じる場合がある.

※Ａの徴収済額には歳入還付する平成２９年度分が含まれるため、補正金額との差が生じる

（Ａの徴収済相当補正額：2,749,483円＝誤徴収済額2,776,483円－H29歳入還付分27,000円）

５　再発防止策

- 主たる扶養義務者の範囲について「配偶者又は子」を関係規則等に明記する。
- 毎年度、費用徴収額の決定の際に主たる扶養義務者の再確認を行う。
- 国等からの関係通知等について、確認を徹底する。

資料８

権利擁護人材支援体制構築事業の概要

【目的】

この事業は、認知症高齢者等の契約行為や金銭管理などを他者が行う「成年後見制度」の活用促進と、住民が「市民後見人」として後見業務を行うために必要な後見実施機関設置を目指すもの。

成年後見制度普及活動・市民後見人養成・市民後見人の資質向上等の機能を備えた機関設置を早期に実現させ、江差町地域包括ケアシステムの構築を目指す。

【事業内容】

事業（タイトル仮称）	内　　容	回数
後見実施機関設置検討委員会	検討内容：権利擁護に関するニーズ把握・後見実施機関の必要性検討 実施機関運営にかかる専門職および関係機関との協議　等 検討委員：行政・社協職員・後見関係機関　等	３回
先進地視察	視察内容：市民後見人としての後見業務内容 実施機関としての市民後見人サポート体制 裁判所および専門職後見人・団体との連携の在り方　等 視察先　：北海道池田町 参加者　：行政・社協職員	１回
関係機関職員研修	研修内容：権利擁護制度・サービスの概要研修 後見実施機関基本方針および運営方法についての共有　等 参加者　：行政・社協職員　等	２回

【事業委託先】　江差町社会福祉協議会

【業務委託理由】

江差町社会福祉協議会は長年にわたって地域福祉事業を推進してきており、道内各市町村社協とのネットワークを構築している。その実績を活用し、権利擁護ニーズの把握・後見実施機関運営に対する先進地情報収集等が可能な団体である。また、後見実施機関運営団体として裁判所が唯一認めている団体が社会福祉協議会であることから、今後の地域福祉事業の充実と実施機関運営も視野に入れ江差町社会福祉協議会に業務委託する。

【業務委託期間】　平成 29 年 10 月～平成 30 年 3 月

【事業費】　１，６４０千円

（単位：千円）

項目	金額	内容
賃金	924	事務職員人件費
報償費	40	研修講師謝礼
旅費	252	先進地（予定地：池田町）視察
需用費	120	消耗品費
役務費	60	郵便料等
賃借料	244	保管書庫・パソコン等賃借
合計	1,640	

五勝手中継ポンプ場水中汚水ポンプチャッキ弁交換業務の概要

交換業務内容

水中汚水ポンプチャッキ弁２台取替

事業費　１，３５０千円

（財源内訳
一般会計繰入　１，３５０千円）

水中汚水ポンプ参考図

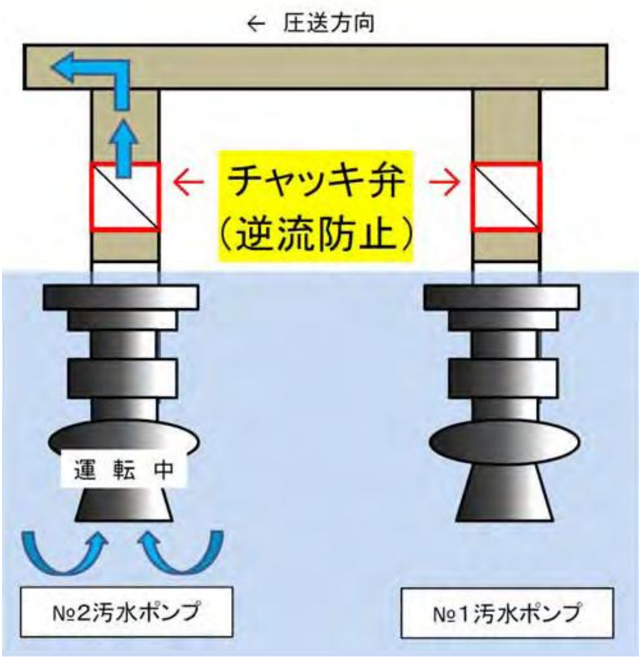

経　過

五勝手中継ポンプ場の汚水ポンプは№.１と№.２の２機で通常１週間毎に交互運転し、下水道管理センターへ汚水を送っている。

チャッキ弁は汚水の逆流を防ぐためのものであるが、今回、双方のチャッキ弁に不具合が生じたため汚水が逆流し、８月１７日以降ポンプ内の水位が下がらず、２機同時に稼働してしまう事態となった。また、ポンプは汚水の水位が下がれば停止し、水位が一定程度上昇すると稼働する仕組となっているものであるが、汚水が逆流することにより水位が短時間で上昇するため、稼働時間の間隔も短くなり、機器類が十分冷却されず、過熱してモーターコイルなどを損傷する危険性が生じたものである。

故障原因

使用開始から約１５年経過し、開閉を繰り返す弁体のため、経年劣化による故障と判断。

氏　　名　　中　野　志　帆（なかのしほ）

生年月日　　[redacted] [redacted]

住　　所　　檜山郡江差町字[redacted]

最終学歴　　平成５年３月　　函館大谷短期大学幼児教育科卒業

職 歴 等　　学校法人函館カトリック学園江差幼稚園

平成　５年４月　から　平成13年３月（教諭）

平成18年１月　から　現在　　　　（保育補助･特別支援担当）

公職歴等　　平成25年10月　～　現在　江差町教育委員（現在１期目）

氏　　名	横（よこ）野（の）晃（こう）一（いち）	
生年月日	[redacted]	
住　　所	江差町字[redacted]	
最終学歴	昭和５３年　３月	東京工芸大学卒業
主な職歴	昭和５８年　４月	㈲ヨコノ印刷 入社
	平成２０年１１月	㈲ヨコノ印刷 代表取締役
公職歴等	平成２３年１０月から現在	江差町固定資産評価審査委員会委員

資料１２

【平成29年度　国・道への要望等状況一覧】

（平成29年6月1日から平成29年8月31日）

要望団体	要望内容	要望先	備考
檜山地域振興協議会	２０１８檜山圏域における地方創生推進の重点懸案事項に関する提案 ■『しごと』の創生―農林水産業の振興― ・持続可能な農業経営の確立 ・森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化 ・水産業の振興対策の推進 ・檜山管内におけるニシン資源復興対策の推進 ■『ひと』の創生―地域医療・子育て・福祉施策の充実― ・地域医療体制の充実・強化 ・子育て・福祉施策の充実 ■『まち』の創生―「地方創生」を支える社会資本等の整備― ・安心、安全な交通網の確保等 ・治水事業等の促進 ・離島住民の交通の確保 ・半島振興の充実・強化 ■国土保全や地方財政措置の充実 ・森林環境税の創設 ・町村財政基盤の強化 ・準用河川・普通河川の改修に必要な財政支援の拡充	函館開発建設部 函館建設管理部 北海道 北海道開発局 地元選出道議他	6月28日 函館市・札幌市
		関係省庁 地元選出国会議員他	6月29日 東京都

高規格幹線道路「木古内・江差間」整備促進協議会	■高規格幹線道路函館・江差自動車道の整備における「木古内・江差間」の早期事業化について ○道路予算の総額確保 ○「道路法施行令」及び「道路財特法」における補助率等の継続、拡充等を含めた措置について ○北斗茂辺地ＩＣ～木古内ＩＣ間の整備促進 ○高規格幹線道路函館・江差自動車道の整備における「木古内・江差間」の早期事業化と江差町側からの整備着手について	函館開発建設部 函館建設管理部 北海道 地元選出代議士	6月28日 （要望書提出） （函館市・札幌市）
		国土交通省 財務省 地元選出代議士他	6月29日 （要望書提出） （東　京　都）
※6/28～6/29の協議会要望書提出は檜山地域振興協議会と連携			
高規格幹線道路「木古内・江差間」整備促進協議会	■高規格幹線道路函館・江差自動車道の整備における「木古内・江差間」の早期事業化について ○要望内容については、上記と同様	北海道開発局	7月13日 （要望書提出） （札　幌　市）
江差町	■懸案事項要望（檜山地域政策懇談会） ○高規格幹線道路函館・江差自動車道の整備における「木古内・江差間」の早期事業化について ○道立江差病院の機能維持・充実について ○栽培漁業の推進と日本海漁業振興対策について ○「日本遺産」認定を受けた町の活性化に係る支援について	北海道議会民進党 道民連合議員会 道選挙区参議院議員他	7月26日 （要望書提出） （江　差　町）